

第

3

章

首都圏整備の推進

第1節

首都圏整備計画の推進

1. 首都圏整備計画

(首都圏整備計画)

首都圏整備計画は、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設とその秩序ある発展を図るため、「首都圏整備法」（昭和31年法律第83号）に基づき策定される計画であり、「基本計画」、「整備計画」及び「事業計画」から構成される。

「基本計画」は、首都圏内の人口規模、土地利用その他「整備計画」の基本となるべき事項について定めたものであり、今後の首都圏整備に関する基本方針や、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにしている。現行の基本計画である第5次首都圏基本計画は、平成11年3月に策定され、平成11年度から平成27年度までの17箇年を計画期間としている。

「整備計画」は、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域（以下、「政策区域」という。）内における公共施設等の整備並びにこれに関連して広域的に整備する必要がある交通通信体系及び水の供給体系の整備について定めるものである。平成13年10月には、現行の整備計画が策定され、平成13年度から平成17年度までの5箇年を計画期間としている。

「事業計画」は、「整備計画」の実施のために必要な毎年度の事業について定めるものである。

(第5次首都圏基本計画)

我が国をめぐる大きな変化の中で、首都圏の広域的な諸問題に対処し、人々の生活や活動の質を高めることができる社会を実現することを目的として、第5次首都圏基本計画が平成11年3月に策定された。

基本計画では、まず、我が国をめぐる大きな変化と我が国が目指す将来像等を示している第5次の全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」を踏まえ、首都圏の果たすべき役割として、1) 我が国の活力創出に資する地域の形成、2) 多様な活動の連携を支援する地域の形成、3) 環境共生型の地域構造や生活様式の創出及び4) 首都圏に居住する約4千万人の暮らしを支える安全で快適な生活の場の形成を掲げているとともに首都圏の整備にあたって目標とする社会や生活の姿として以下の5項目を示している。

- 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- 個人主体の多様な展開を可能とする社会の実現
- 環境と共生する首都圏の実現
- 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

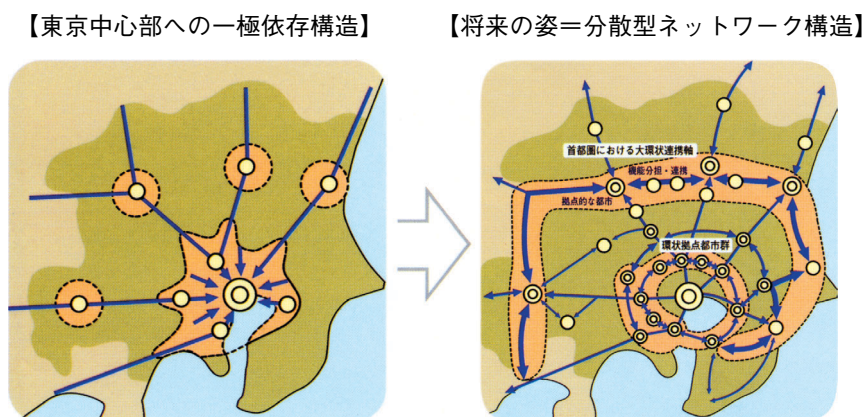
この将来像を実現するため、現在の東京中心部への一極依存構造を是正し、首都圏内の各地域における拠点的な都市を中心に、業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置さ

れた自立性の高い地域を形成するとともに、それぞれが首都圏内の他の拠点や、さらには首都圏外の拠点とも相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう「分散型ネットワーク構造」の形成を目指している（図表3-1-1）。

このため、特に諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する業務核都市、関東北部・内陸西部地域の中核都市圏を、全国的、首都圏全域にわたる広域的な機能を担い連携・交流の要となる「広域連携拠点」としてその育成・整備を図ることとしている。広域連携拠点の育成にあたっては、既存の集積を活用しその魅力を高めるとともに、東京中心部からの諸機能の誘導や新たな機能立地を戦略的に推進し、高次都市機能の充実を図ることとしている。さらに、広域連携拠点相互や他の拠点、他の地域との連携・交流を通してネットワークを形成し、集積した機能の広域的な波及を進めることとしている。

また、地域における生活や諸活動の中心としての機能を担う他の拠点的な都市については「地域の拠点」として、その機能の集積を高めることとしており、育成にあたって地域の特色に応じた産業の振興のための拠点となる市街地の整備等を推進することとしている。

図表3-1-1 「分散型ネットワーク構造」の形成



（国土計画の改革）

現行の国土計画体系は、昭和25年の「国土総合開発法」（昭和25年法律第205号）制定を始めとして、昭和30年代を中心とした多くの関連諸法令の制定、さらに昭和49年の「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）の制定を経て構築されたものであるが、現在、理念の明確化の要請や地方分権等の諸改革に対応する必要が生じている。

このため、平成14年11月、国土審議会の基本政策部会において、国土の利用、開発、保全に関する総合的な計画への転換、計画の指針性の充実、国と地方の役割分担の明確化といった改革の方向を提示した「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」がとりまとめられた。

さらに、平成15年6月に国土審議会に設置された調査改革部会において、「国土の総合的点検」として、我が国の「国土」全般の現状を明らかにするとともに、国土の利用、開発及び保全に関する課題に対応するため、二層の広域圏を念頭においた対応、地域が主体となった個性ある地域づくり、東アジアをはじめとする海外との国際連携、環境負荷の少ない国土・地域構造への転換、美しい国土づくり、人口減少下における国土利用の再編、交通・情報通信と国土構造、持続的発展のための国土基盤投資等について検討された。

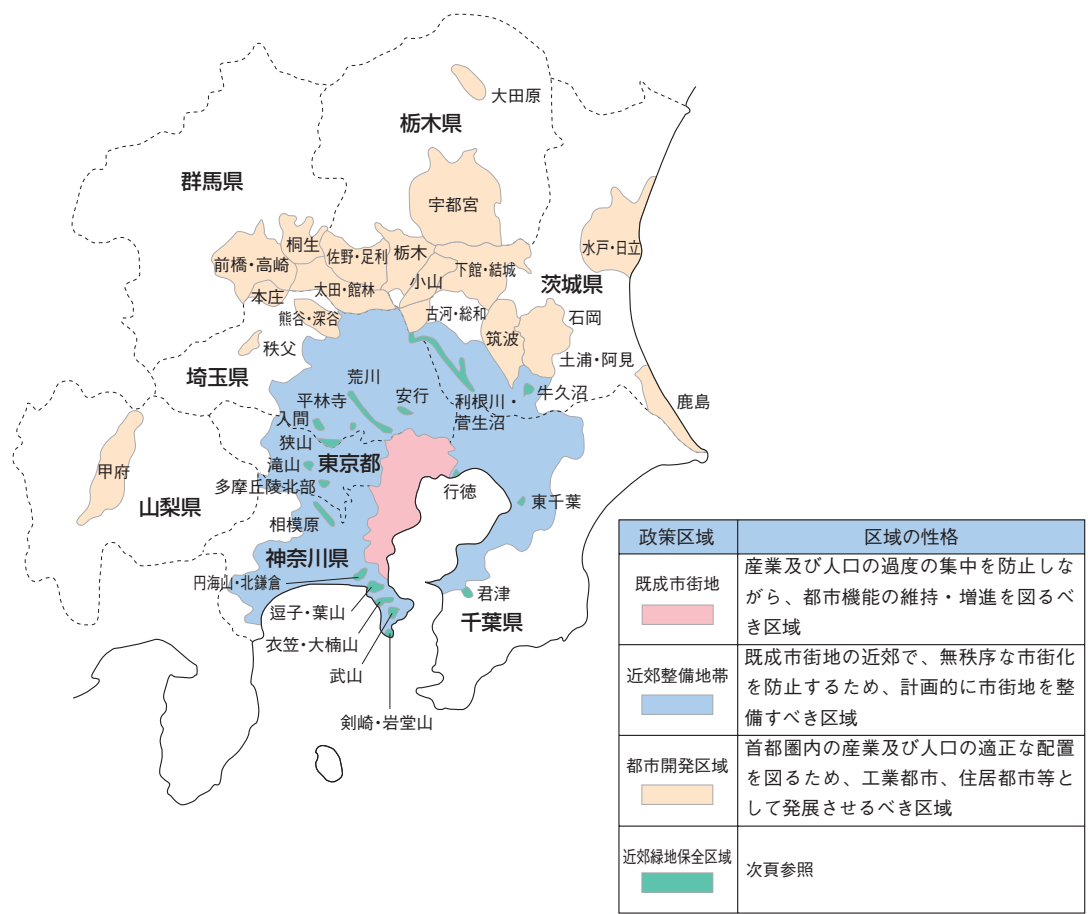
また、これとあわせて、国土計画制度の改革について調査審議が開始され、今後、国土の総合的点検を踏まえ、幅広く検討を進めることとしている。

2. 政策区域等に基づく諸施策の推進

(政策区域)

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置付けを与えた「政策区域」を設定し（図表 3-1-2）、この区域に応じ、土地利用規制や事業制度、税財政上の特別措置といった各種施策を推進している。

図表 3-1-2 首都圏における政策区域



資料：国土交通省国土計画局作成

(近郊整備地帯・都市開発区域における工業団地造成事業の実施)

近郊整備地帯及び都市開発区域においては、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」（昭和33年法律第98号）に基づき、地方公共団体や都市基盤整備公団等により、都市計画事業として、これまでに42の工業団地造成事業が実施されている（図表 3-1-3）。

工業団地造成事業により造成された敷地については、工業団地造成事業の支援のため、各種の税制上の特別措置が講じられている。

図表 3-1-3 工業団地造成事業の状況（平成15年12月現在）

県 名	地区数	面積(ha)
埼玉県	3	255
千葉県	2	139
神奈川県	3	138
茨城県	14	3,863
栃木県	9	1,478
群馬県	9	602
山梨県	2	140
首都圏計	42	6,615

注：施行完了・施行中の双方の事業を含む。
資料：国土交通省都市・地域整備局調べ

(近郊緑地保全区域における緑地保全の推進)

「首都圏近郊緑地保全法」(昭和41年法律第101号)に基づき、近郊整備地帯の区域のうち、特に緑地の保全の効果の高い区域を近郊緑地保全区域として指定し(平成15年度末現在で、18地区、15,693ha)、この区域内において建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為をする際に、都県知事等へ届出を義務づけること等により、緑地保全の推進を図っている。

さらに、近郊緑地保全区域内における管理協定制度の創設等を盛り込んだ改正法案が平成16年通常国会に提出されたところであり、より一層の緑地保全が期待される。

狭山近郊緑地保全区域内の状況



(税制上の特別措置)

首都圏整備計画の実施を支援するため、政策区域に連動し、以下の税制上の特別措置等が講じられている。

①都市開発区域における工業生産設備に係る特別土地保有税の非課税措置等

都市開発区域において一定の工業生産設備を新增設した場合に、当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

また、地方公共団体が、都市開発区域において新增設された一定の工業生産設備に係る固定資産税又は不動産取得税について不均一課税をした場合において、当該不均一課税に伴う減収の一部を地方交付税により補填する。

②工業団地造成事業に係る特別土地保有税の非課税措置

施行計画に基づき工業団地造成事業を施行するため、当該事業の用に供する土地を取得した場合に、当該土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

③特定の事業用資産の買換え等における課税の繰延べ措置

次の要件に該当する特定の事業用資産の買換え等を行った場合には、譲渡益の一部について課税の繰延べが認められる。

- ・既成市街地から既成市街地以外の区域への買換え等
- ・工業団地造成事業敷地の区域以外の区域から工業団地造成事業敷地の区域への買換え等
- ・都市開発区域以外の区域から都市開発区域への買換え等

なお、①の特別土地保有税の非課税措置の適用期限については、平成18年3月31日までに都市開発区域に指定された区域について、区域指定された日から3年間となっている。また、③の特定の事業用資産の買換え等に係る課税の繰延べ措置の適用期限については、平成18年までとなっている。

(財政上の特別措置)

首都圏整備計画の実施の円滑化を図り、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備を促進するため、首都圏整備計画に基づき実施される一定の公共基盤整備について、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和41年法律第114号)に基づき、都県に対する起債の充当率のかさ上げ及び利子補給、市町村に対する補助率のかさ上げといった財政上の特別措置が講じられている。

なお、この財政上の特別措置の適用期限については、起債の充当率のかさ上げ及び市町村に対する補助率のかさ上げについては平成17年度まで、利子補給については当該地方債の発行を許可された年度後5年度内となっている。

3. 東京圏のリノベーションプログラム

(目的、位置づけ)

「21世紀の国土のグランドデザイン」及び「首都圏基本計画」に示された「大都市のリノベーション」の実現に向けて、50年後を見据えた長期的展望のもと、地域構造の抜本的再編の方向を描く「東京圏のリノベーションプログラム」を策定した。(平成12年12月国土庁大都市圏整備局)

(東京圏をめぐる経済社会状況等の変化)

東京圏市街地は、20世紀後半の日本の発展の原動力として、人口や諸機能の集中に伴い圏域として拡大するとともに、一極集中構造を形成し、それに伴う長時間通勤等の大都市問題を生み出した。

21世紀前半を展望すると、人口・世帯の減少（1都3県、2010年3,370万人→2050年2,630万人と740万人減、昭和50年の水準）、高齢社会の進展（図表3-1-4）を始め、就労形態の変化、世帯・居住形態の多様化、情報技術の革新、地球環境問題の深刻化など都市に関わる様々な変化が予想される。

このような今までとは大きく異なった経済社会状況の変化に対応し、東京圏の地域構造そのものを人々が豊かに活動できるものへと変革するリノベーションを進めていく必要がある。

(東京圏の将来像とリノベーションの視点)

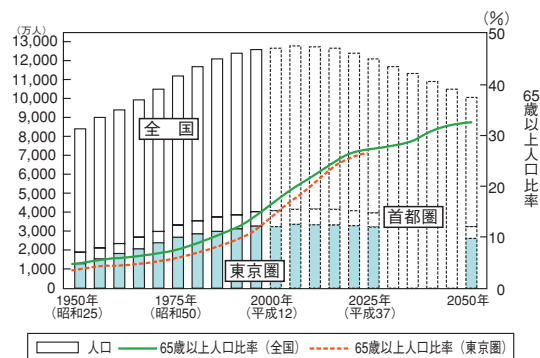
21世紀前半において、東京圏がグローバルな「経済中心」としての活力を保ちつつ、都市活動全般の効率化や地球環境問題への貢献を進めるとともに、豊かな生活環境や歴史文化も含む都市文化を享受しうる質の高い生活（クオリティ・オブ・ライフ）を実現する「国際環境文化都市圏～MetroECOplex（ECO=Environmental Cultural Cosmopolitan）」を将来像とし、その達成のために、以下のようなリノベーションの視点を提案している。

- 都市活動全般の効率化
- 顔の見える個性的な地域づくりの展開
- 新たな活力の醸成
- クオリティ・オブ・ライフの具体化

(地域構造再編の方向)

将来像とリノベーションの視点を踏まえた、東京圏の市街地構造再編の大きな方向として、①個性的な小圏域＝「エリア」が相互に連携した集合体として再編、②5つのタイプのエリアに性格分けして分割し、社会変化・活動の多様化に対応（図表3-1-6）、③「エリア」相互間の活動の連携を強めた5つの「広域都市圏」の形成、④臨海部及び河川などを骨格とする広域的な「環境インフラ」の創出、⑤情報・交通基盤の再編整備による人・物の新たなモビリティの創出を提案している。

図表 3-1-4 将来推計人口及び高齢化率の推移



資料：「国勢調査」（総務省）及び「日本の将来推計人口（平成9年）」（国立社会保障・人口問題研究所）中位推計により作成。予測値のうち首都圏と東京圏の2000年・2025年・2050年は「国勢調査（平成7年）」（総務庁）により国土庁大都市圏整備局推計

(リノベーション・プログラム)

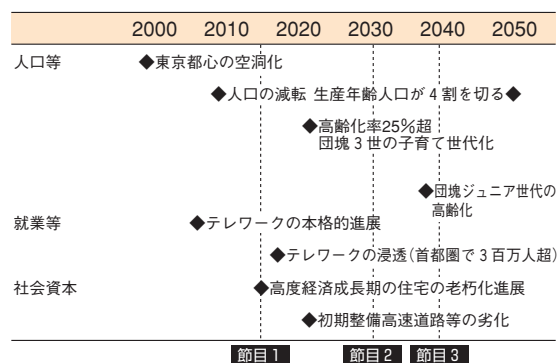
5つの「エリア」及び東京圏全般について、①2015年頃（東京圏の人口が減少に転じる時期）、②2030年頃（団塊3世代の子育て期、団塊世代の高齢化）、③2040年頃（後期高齢者の割合増加、生産年齢人口の相当の減少）の3つの節目（図表3-1-5）を想定し、プログラムを提案している。

(リノベーション実現に向けた取組の推進)

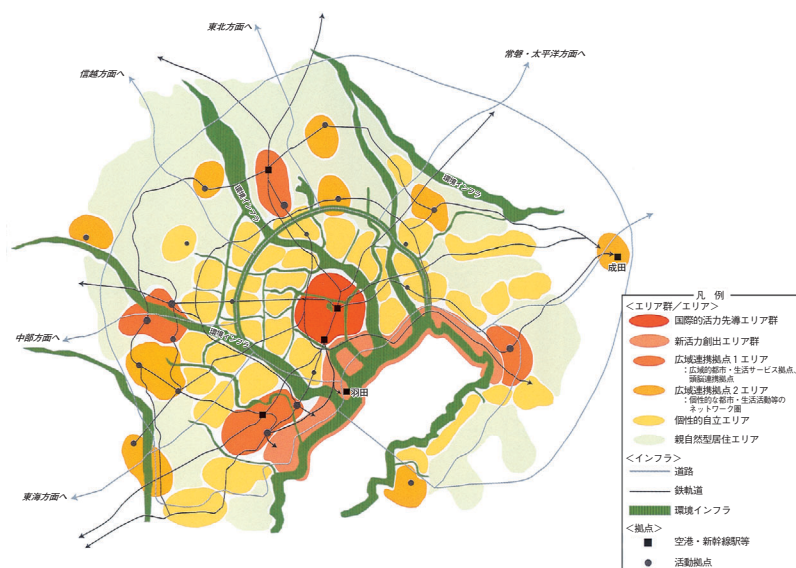
施策のプログラム化と併せて、その実現に資するソフト・ハード両面からの仕組みの整備を進める。

- シビックセクターによる特色ある地域づくり：ローカルイニシアティブ（地域の住民発意）による新たな地域づくりの計画的な実施及び多様な主体が調整を図りながら計画策定から事業実施に関わっていく広域的な市民参加や調整の仕組みづくりを進める必要がある。
- 東京圏の様々な社会変化に対応した市街地再編への取り組み：「環境インフラ」の整備など都市の中に豊かな緑を確保し、自然を回復するための仕組みづくりを進めるとともに、密集市街地などの負の遺産を良質なストックに変える市街地再生手法の整備を進める必要がある。
- 大都市圏行政の一体性の確保：広域的な整合をもって大都市圏の整備・保全を進めるための関係主体による広域整備体制の確立と強化とともに、長期的なスパンの中で、リノベーションの目標達成に的確に対応できる大都市圏整備体系の確立が重要である。
- リノベーションのための新たな評価指標の具体化：東京圏の将来像の実現へ向けて様々なプロセスの段階で、地域の多様な主体が解りやすい指標（ベンチマークス）を設定し、リノベーションの目標・達成度を計測していく必要がある。

図表 3-1-5 節目となる状況変化



図表 3-1-6 東京圏市街地の地域構造の将来像



5つのタイプのエリア

- ①国際的活力先導エリア群（東京中心部）
国際情報受発信機能の保持、歩いて暮らせる街づくりの実現、生活の場としての整備
- ②新活力創出エリア群（東京湾臨海部）
新たな文化創造の場と大規模な環境インフラの形成による東京圏の顔としての整備
- ③広域連携拠点エリア（環状拠点都市部）
業務核都市を中心とした教育、研究開発などの特色を活かした新たな拠点づくり
- ④個性的自立エリア（中間部）
人々の多様な居住地選好に応える独自の個性や魅力を備えたコンパクトなエリアの形成
- ⑤親自然型居住エリア（周辺部）
自然環境の回復の中でゆとりある緑住環境の整備

○千葉業務核都市（平成3年3月基本構想承認）

幕張新都心地区では、平成15年10月に「カレスト幕張」がオープンした。

○木更津業務核都市（平成4年3月基本構想承認、平成5年10月一部変更）

東京湾岸のゲノム研究の拠点の一つであるかずさアカデミアパーク地区では、独立行政法人製品評価技術基盤機構の「生物遺伝資源開発施設」が平成15年4月にオープンした。

横浜都心及び周辺地区（横浜業務核都市）



資料：横浜市

○埼玉中枢都市圏業務核都市（平成4年4月基本構想承認、平成15年11月一部変更）

大宮・さいたま新都心及び周辺地区では、平成15年9月に「カタクラ新都心モール」が着工した。

○土浦・つくば・牛久業務核都市（平成5年2月基本構想承認）

研究学園中央地区では、平成17年度の開業に向け「つくばエクスプレス」の整備が進められている。

○横浜業務核都市（平成5年2月基本構想承認、平成14年6月一部変更、平成15年12月一部変更）

元町からみなとみらい地区を通じて、横浜駅さらに渋谷まで連絡する地下鉄「みなとみらい線」が、平成16年2月に開業した。

○八王子・立川・多摩業務核都市（平成7年8月基本構想承認（八王子・立川）、平成14年11月変更同意（多摩を追加））

八王子中心市街地地区では「八王子駅南口再開発ビル」について、平成17年度着手を目指し取組を進めている。また、たちかわ新都心及び周辺地区では、自治大学校が平成15年4月に開校し、国立国語研究所が平成16年度完成に向け建設中である。

○川崎業務核都市（平成9年3月基本構想承認）

川崎都心地区では、「ミューザ川崎」が平成15年12月に竣工し、現在、同ビル内の「川崎シンフォニーホール」の開業（平成16年7月予定）準備を進めている。

○厚木業務核都市（平成9年3月基本構想承認）

本厚木駅周辺地区では、電線類地中化の整備が進められている。また、都心からの放射状道路をつなぐ、首都圏中央連絡自動車道が事業中である。

○熊谷・深谷業務核都市（平成15年11月基本構想同意）

熊谷駅周辺地区では、「熊谷駅東地区再開発ビル」が平成16年11月の完成に向け建設中である。

○成田・千葉ニュータウン業務核都市（平成16年3月基本構想同意）

東京都心部と成田空港を結ぶ新たな鉄道ルートである成田新高速鉄道について、鉄道事業許可を受け、現在、環境影響評価手続等を行っている。

○町田・相模原業務核都市（平成16年3月基本構想同意）

橋本駅周辺地区では、再開発ビルの整備に向けた準備が進められている。また、東名高速横浜町田インターチェンジへのアクセスの円滑化を図る一般国道16号町田立体建設事業が、平成15年9月に着工した。

5. 国の行政機関等の移転の推進

（移転に向けた取組の経緯）

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」（昭和63年1月閣議決定）、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針（昭和63年7月閣議決定）に則り、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転を推進している。

平成元年8月に移転先地等を取りまとめた76機関及び自衛隊の11部隊等を対象として（統廃合の対象とされた一部の特殊法人を除く）、平成7年6月開催の国の機関等移転推進連絡会議（各省庁の事務次官等で構成。以下「連絡会議」という。）において、移転計画が取りまとめられるとともに、今後の取組方針が申し合わされた。

平成16年3月末までに、移転対象の76機関11部隊等（廃止等により現在は71機関11部隊等）のうち、さいたま新都心地区への集团的移転（9省庁17機関、約6,300人、平成12年5月完了）を始めとする59機関11部隊等の移転が完了している。

残る移転対象機関についても、平成14年6月開催の連絡会議で申し合わされた移転計画にしたがって移転が円滑に実施されるよう、その着実な推進を図っている。

情報通信研修所（現 情報通信政策研究所、平成16年3月移転）



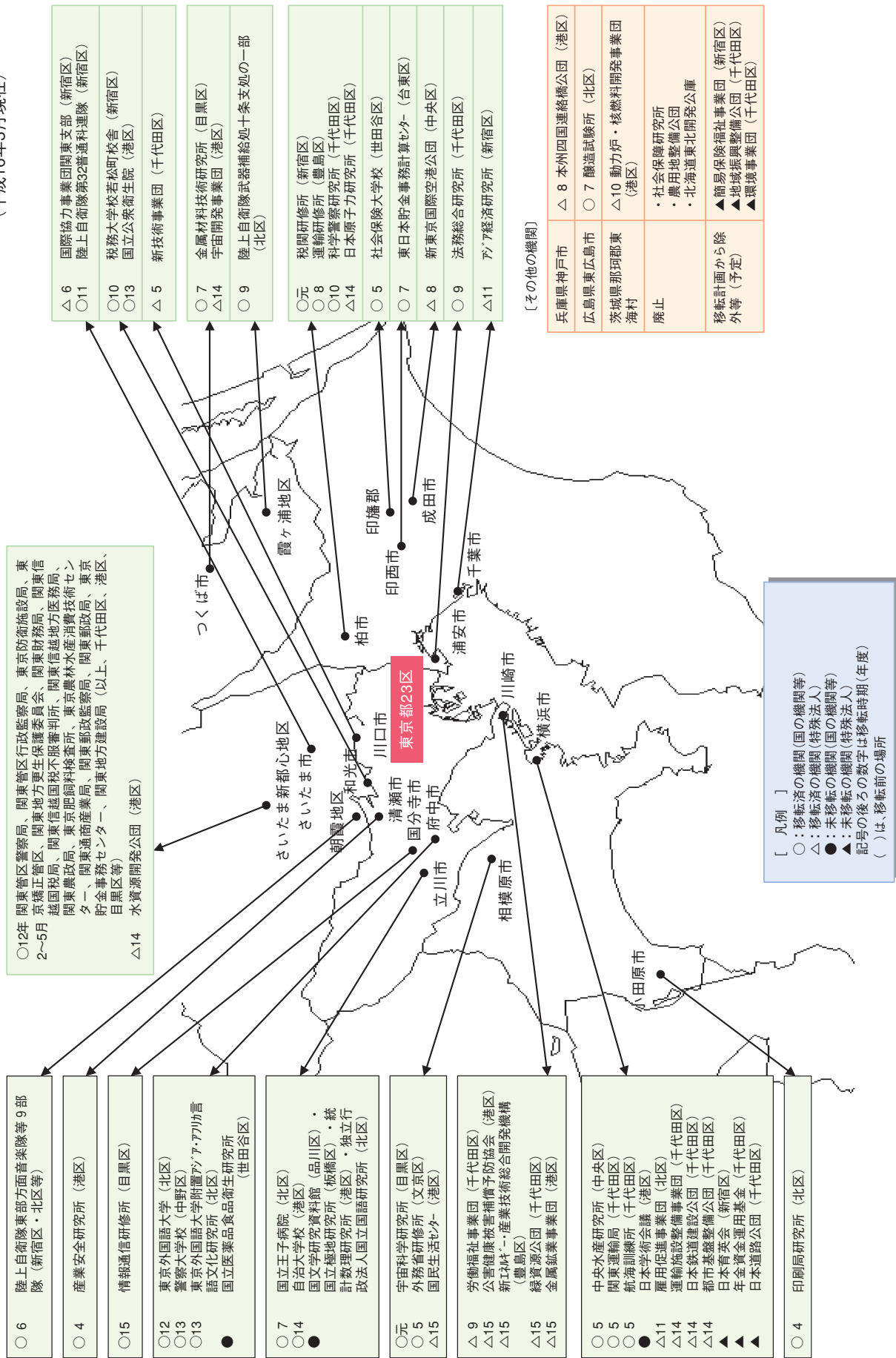
資料：国土交通省

（移転跡地の利用）

国の行政機関等の移転に伴い生じる跡地については、昭和63年7月の閣議決定において、移転のための「財源としての活用を図りつつ、移転の趣旨を踏まえ、極力公共・公益的利用を図る等適切な利用・処分を行うものとする」とされている。さらに、平成8年12月の国有財産中央審議会答申で、「公用、公共用優先の原則の下に、東京一極集中是正の趣旨を踏まえ、都区部の都市環境及び生活環境の改善に資するよう利用する」との基本方針が示された。このため、これらの閣議決定等の趣旨に沿った利用のあり方について検討を行っている。

図表 3-1-8 国の行政機関等の移転先マップ

(平成16年3月現在)



6. 筑波研究学園都市の整備

（筑波研究学園都市の現状）

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都東京の過密緩和への寄与を目的として、整備が進められている（図表 3-1-9）。

本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、平成13年4月1日の一部機関の統合・独立行政法人化を経て、現在33機関が業務を行っている。

また、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企业が立地している（図表 3-1-10）。

本都市の人口は、平成16年1月現在、約19.7万人で、着実に増加しているが、今後とも人口の定着を図る必要がある。

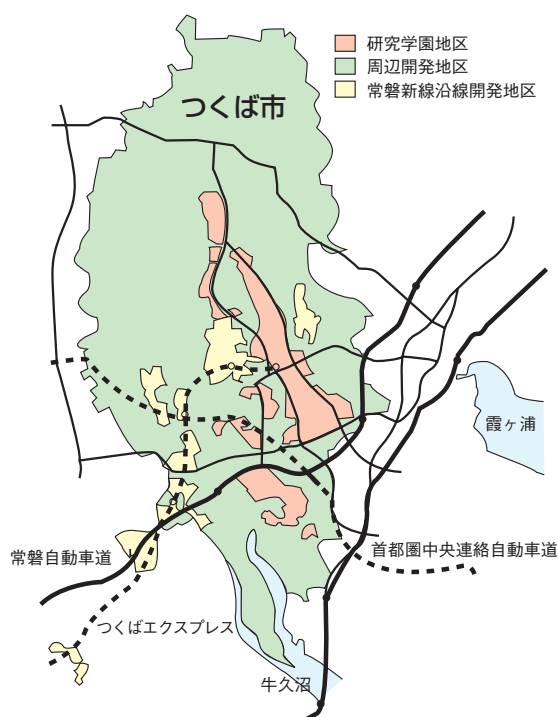
国等の試験研究・教育機関等に従事している職員は約13,000人で、このうち、研究関係職員は約8,500人となっている。

また、民間研究機関の研究者約4,500人を加えると、本都市の研究者数は約13,000人となる。

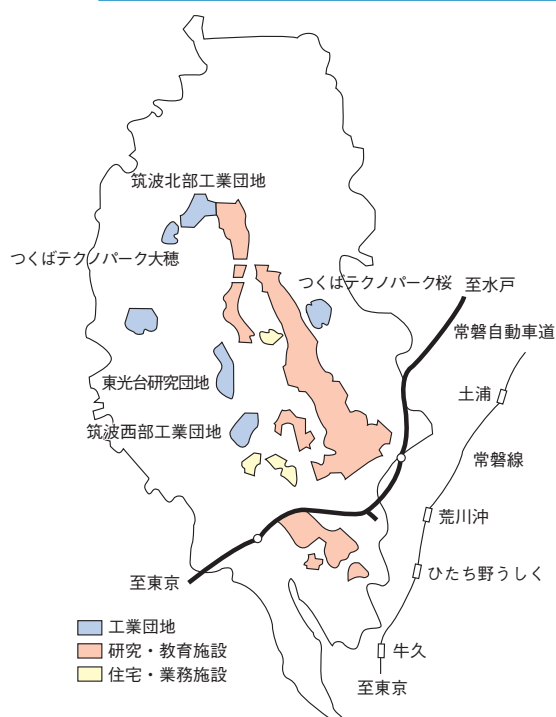
（建設計画、整備計画の実施状況）

平成10年4月に全面改正した「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）に基づく研究学園地区建設計画と周辺開発地区整備計画においては、今後の筑波研究学園都市が目指すべき都市整備の基本目標として、①科学技術中枢拠点都市、②広域自立都市圏中核都市、③エコ・ライフ・モデル都市を掲げ、これを実現するための総合的な施策展開の方向を示している（図表 3-1-11）。

図表 3-1-9 筑波研究学園都市



図表 3-1-10 筑波研究学園都市内の研究開発型工業団地等

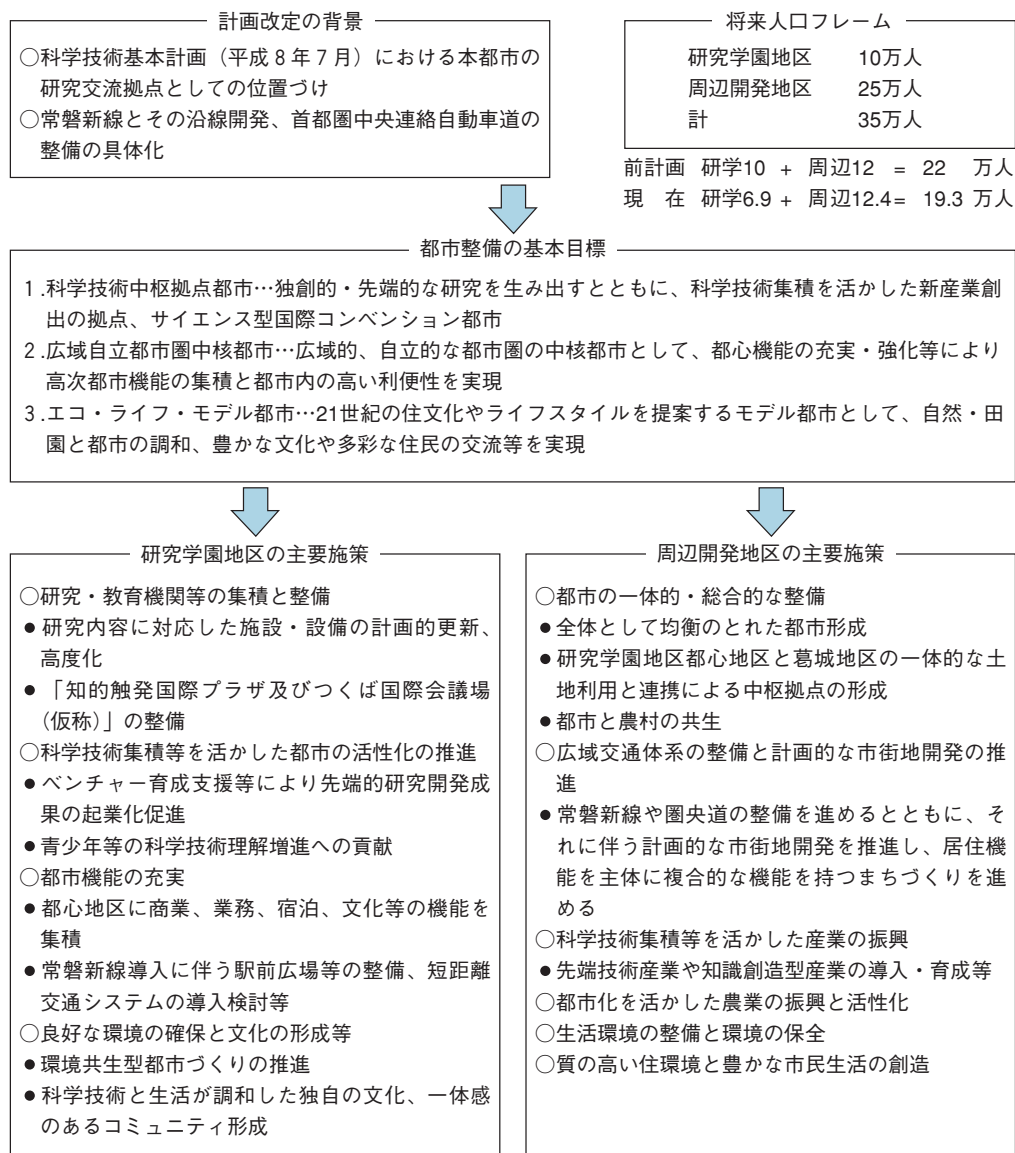


国等の試験研究・教育機関の施設整備事業については、平成15年度における主なものとして国立医薬品食品衛生研究所筑波薬用植物栽培試験場資源保存棟、独立行政法人国立環境研究所環境試料タイムカプセル棟（仮称）、農林水産技術会議事務局筑波事務所エネルギーセンター別棟の完成及び国立医薬品食品衛生研究所筑波薬用植物栽培試験場生物遺伝資源研究棟、国立感染症研究所筑波医学実験用霊長類センター飼育棟の整備の進捗等がある。

公共施設・公益的施設については、つくばエクスプレスつくば駅、首都圏中央連絡自動車及び国道6号牛久土浦バイパス等の工事の進捗を図った。

図表 3-1-11 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の骨子

（平成10年4月改定）



7. 国会等の移転に関する検討

（国会等の移転の主な経緯）

国会等の移転とは、国会を始めとする三権の中核機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成2年11月の衆参両院における「国会等の移転に関する決議（以下「決議」という。）」以来検討が本格化している。平成4年12月には、「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号。以下「移転法」という。）が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会は、2年9ヶ月にわたる調査審議を経て、平成7年12月に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告（以下「調査会報告」という。）」をとりまとめ、内閣総理大臣及び国会に報告を行った。

さらに、平成8年6月の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会（以下「審議会」という。）は、同年12月に内閣総理大臣より国会等の移転先候補地の選定等についての諮問を受け、約3年にわたり、31回に及ぶ調査審議を行い、平成11年12月20日に答申を内閣総理大臣に提出し、翌21日に内閣総理大臣から国会に答申の報告がなされた。

国会等移転審議会答申（要旨） 平成11年12月20日

第1章 首都機能移転の歴史的意義

我が国は今、重大な歴史的転換期にさしかかっているが、首都機能移転は世紀を越えた長期的視点に立つて構想すべき歴史的大事業である。

第2章 移転先候補地の選定

客観性と公正さを重視した「重みづけ手法」を用いて総合評価を行い、その結果をもとに、更に多面的、多角的な検討を加えて、移転先候補地の選定作業を行った。

- 移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。
- 「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

第3章 首都機能の移転先となる新都市の在り方

- 新しい情報ネットワークシステムの構築
- 環境への配慮
- 国際政治都市としての機能の確保
- 風格ある景観の形成

第4章 首都機能移転の意義・効果等

- 国政全般の改革
- 東京一極集中の是正
- 災害対応力の強化

第5章 移転先候補地において配慮すべき事項

- 投機的な土地取引を防止するため、万全の対策を速やかに講じるよう強く要請する。
- 関係地方公共団体には、応分の責任を果たされることを要請する。

おわりに

- この答申を機に、首都機能移転について国民の間で理解と論議が進み、広範な合意形成が行われることを期待。
- 国会において大局的な観点から検討し、内外の批判に耐え得る適切な結論を速やかに導かれるよう切望。

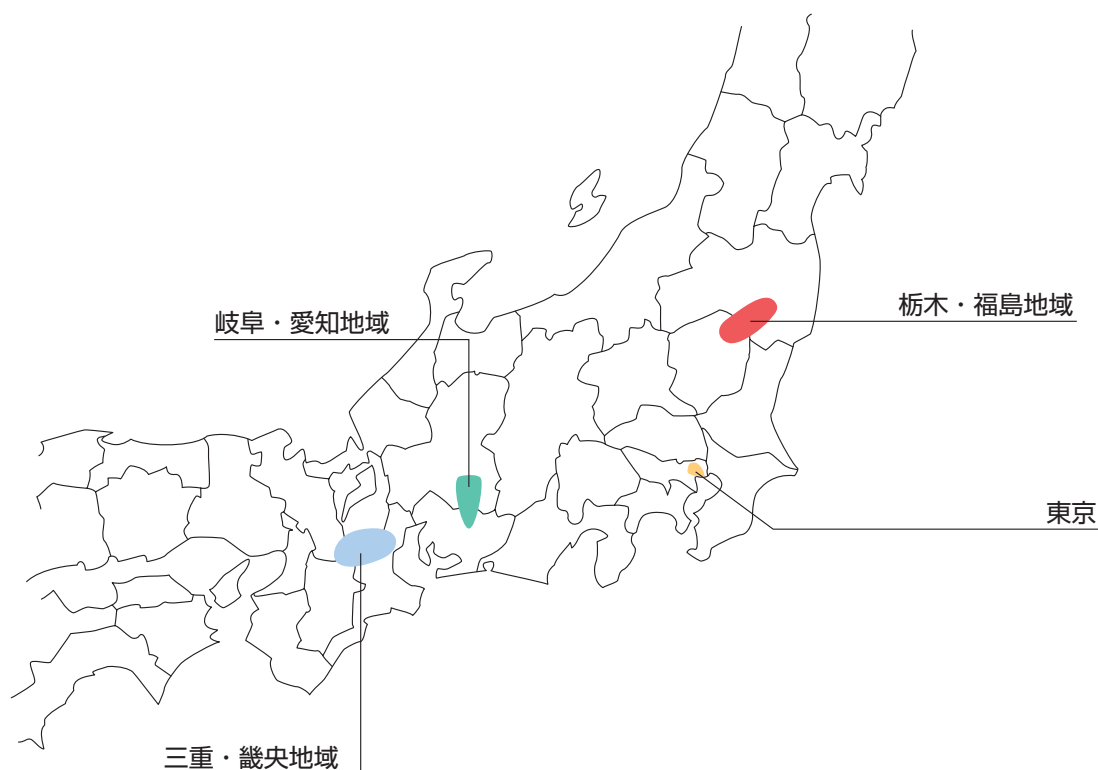
国会等の移転は、決議、移転法、調査会報告、審議会答申等に示されているように、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京の潤いある空間の回復に寄与するとともに、国政全般の改革に深く関わるものであり、今後の首都圏整備の在り方にも大きな影響を与えるものである。

（国会等の移転の最近の動き）

答申後は、移転法第22条に基づき、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討され、移転を決定する場合には、移転法第23条に基づき、答申の国会への報告を踏まえ、移転先について別に法律で定められることとなる。

現在、国会等移転審議会の答申を踏まえ、国会において大局的な観点から移転に関する検討が進められている。特に、平成15年の通常国会では、衆議院及び参議院の国会等の移転に関する特別委員会が中間報告を行い、これを受けて、同年6月に「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、移転についての検討が進められているところである。

図表 3-1-12 移転先候補地の3地域



8. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年5月19日に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）が成立し、平成13年4月1日より施行されている。

この法律は、通常使用されることのない「大深度地下」について、原則として事前の補償を行うことなく、公共的な目的のために使用できる特別の手続を定めたものである。本法の成立により、都市再生や都市機能の強化等の目的に対して、空間利用に関する手段として新たな選択肢が加わったことになり、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや河川、道路、鉄道等の公共性の高い事業を円滑に実施することが可能となった。

また、大深度地下を有効に活用することにより、地上をゆとりある空間として、緑、せせらぎを取り戻し、都市の美観・環境を回復するとともに、安全な歩行者空間の創出、防災空間を形成する等、質の高い都市空間を実現することが期待される。

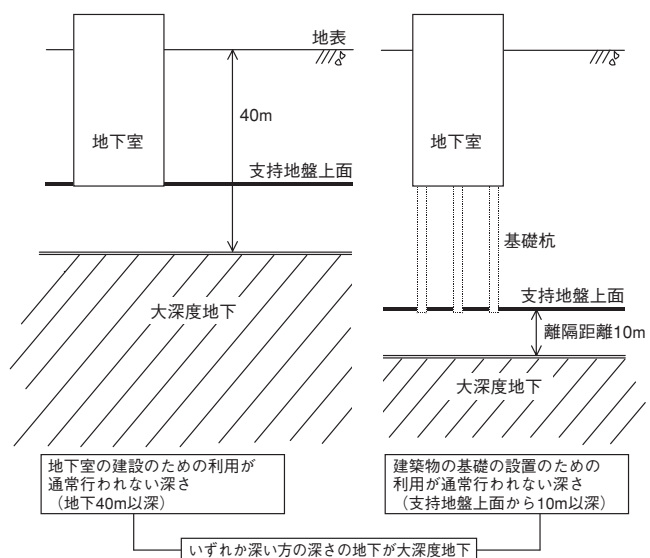
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法では、法律の対象地域（首都圏・近畿圏・中部圏：首都圏では、首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯に含まれる1都4県の特別区、市町村の全域が対象。）において、上下水道、電気、ガス、電気通信、河川、道路、鉄道等の公共性の高い事業のために、大深度地下を使用する場合には、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた上で、原則として事前に補償を行うことなく、大深度地下に使用権を設定することができ、使用権が設定されれば、直ちに事業を実施することが可能となっている。

これにより、具体的なメリットとして、以下の点が挙げられる。

- ①権利調整のルールが明確にされたことにより、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや河川、道路、鉄道等の社会資本の整備を円滑に行うことができる。
- ②社会資本整備のための利用可能な空間が道路等の公共施設の地下に限定されないため、計画立案の自由度が高くなり、合理的なルート設定が可能となる。これによって、事業期間の短縮、コスト縮減にも寄与することが見込まれる。
- ③大深度地下は、地表や浅い地下に比べて、地震に対して安全であり、騒音・振動の減少、景観の保護にも役立つ。

また、早い者勝ち・虫食いのではなく、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保、環境の保全等にも配慮する必要があるため、国は「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）を定め、大深度地下の使用認可の適合要件とするとともに、大深度地下の使用の認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者からの申出に応じて、事業の共同化、事業区域の調整等必要な調整に

図表 3-1-13 大深度地下の定義



努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、法律の対象地域ごとに、関係行政機関・関係都道府県で組織する大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業区域の調整等の事業間調整に関する協議を行うこととしている。首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っており、第3回協議会を平成16年1月9日に開催した。

国土交通省においては、大深度地下の利用にあたって特に配慮することとされている安全の確保及び環境の保全を図るため、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」における安全、環境に係る事項を具体的に運用するための「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」及び「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」を策定した。また、大深度地下を特定するための「大深度地下地盤調査マニュアル」についても作成した。さらに、大深度地下情報システムの整備、大深度地下利用プロジェクトの具体的な課題検討等、制度の円滑な運用のための環境整備を行い、大深度地下利用を促進した。

図表 3-1-14 大深度地下を活用した都市再生のイメージ

